

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年7月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600084号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600044号

第1 結論

請求者のA社における令和4年2月28日の標準賞与額を134万5,000円に訂正することが必要である。

令和4年2月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年2月28日

A社から支給された請求期間の賞与について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出がされたことから、保険給付の対象とならない記録とされているので、調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書、預金通帳の写し及びA社から提出された令和4年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は請求期間に134万5,000円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の令和4年2月28日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所へ提出(令和8年3月9日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600089号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600043号

第1 結論

請求者のA社における令和5年1月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和5年1月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年1月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年1月31日

令和5年1月31日支給の決算賞与について健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の提出を失念しており、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録となっている。当該賞与から厚生年金保険料を控除していたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された令和5年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、請求期間に492万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の令和5年1月31日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所へ提出(令和8年4月17日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。